平成２１年（フ）第３１３号
兵庫県尼崎市武庫の里１丁目20番21号
破産者　ツキジ電子有限会社
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第７７０号
兵庫県相生市山手２丁目169番地の５
破産者　有限会社エイ・ケイ・アール急送
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３０号
愛媛県宇和島市朝日町１丁目６番１号
破産者　有限会社大高商店
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２０年（フ）第１２５号
岩手県胆沢郡金ケ崎町永栄東砂子田12番地
破産者　有限会社西根通信工業
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２０年（フ）第３２５号
富山県氷見市鞍川1156番地
破産者　有限会社大栄海事
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第１０２号
石川県加賀市片山津温泉堂後１番地２
破産者　合資会社よしのや
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２０８号
大津市大江７丁目８番14号
破産者　有限会社エスコム
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第５２１号
愛媛県松山市来住町801番地１
破産者　株式会社ヤスケン
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成１９年（フ）第１０４４号
長崎県長崎市弥生町10番35号
破産者　有限会社翼建設
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
福岡市早良区野芥５丁目13番３号
破産者　株式会社九州オノシゲ
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（フ）第１９１号
山形市立谷川２丁目1180番地11
破産者　トーワ運輸株式会社
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３１０号
山形市十日町１丁目１番35号
破産者　有限会社トランプ・インターナショナル
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５１８号
山形市あかねヶ丘１丁目16番５号
破産者　株式会社エポック
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３５９６号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字供木4462番地の１
破産者　有限会社アルツェン
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１９号
名古屋市中区大須３丁目14番55号ネオハイツ大須第２アメ横ビル1111
破産者　トラスト株式会社
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１１１号
兵庫県丹波市氷上町谷村1461番地２
破産者　有限会社サクセス
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２０年（フ）第１１４４号
福岡市南区那の川１丁目４－３
破産者　株式会社サンワテック
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１７号
福岡市博多区博多駅南１丁目９－８プログレスオフィスＢ－014
破産者　株式会社エーテックソリューションズ
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第５７８号
茨城県ひたちなか市阿字ケ浦町９番地
破産者　合名会社阿字ヶ浦観光開発
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第８８７号
栃木県宇都宮市鶴田町1508番地２
破産者　森　　重雄
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１８６号
栃木県宇都宮市駒生町1332番地　県営駒生住宅２号棟25号室
破産者　髙山　博行
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２４９号
栃木県宇都宮市下岡本町4125　プロムナードM103号室、住民票上の住所栃木県鹿沼市西茂呂４丁目12番地33
破産者　太田　幸子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係